

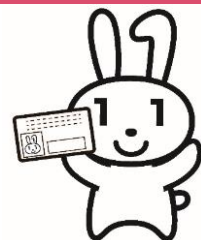
国民健康保険に

ご加入されている方のお手元の健康保険証の有効期限は

令和7年7月31日に満了となります。

届いたお手元の書類をご確認ください。

マイナ保険証をお持ちの方には
資格情報のお知らせが届きます！



資格情報のお知らせ

- マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みの方に、医療保険の資格情報を確認できるよう交付される書類です。大切に保管してください。
- マイナ保険証の利用有無に関わらず、利用登録をされている方は「資格情報のお知らせ」が届きますので、マイナ保険証で医療機関等を受診してください。
- 資格情報のお知らせ単体では受診等できませんが、顔認証付きカードリーダーの不具合など、何らかの事情で医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合に、マイナ保険証とセットでご提示ください。



マイナ保険証をお持ちでない方には
資格確認書が届きます！

資格確認書

- マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みでない方に、申請によらず交付されます。
- 資格確認書を医療機関等の窓口で提示することで、これまでどおり受診等できます。

健康保険証の有効期限が切れたあとは、
マイナ保険証か**資格確認書**
で医療機関等をご受診いただけます。

マイナ保険証の
利用をご希望の方

- 利用登録済み**の場合 ▶ そのまま医療機関等でご利用ください。
医療機関等にある顔認証付きカードリーダーで利用登録ができます。
未登録の場合 ▶ ※マイナポータル等でも登録できます。

マイナ保険証を
お持ちでない方

お手元の健康保険証の有効期限前に**資格確認書**が交付されますので、新たに届いた**資格確認書**でご受診ください。

マイナ保険証の
利用が困難な方

ご高齢の方や障がいをお持ちの方など、マイナ保険証での受付が困難な方は、**医療保険課**に申請すれば**資格確認書**が交付されます。

※後期高齢者医療制度にご加入の方は、令和8年7月までの間は、マイナ保険証の有無に関わらず、申請しなくても**資格確認書**が交付されます



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請

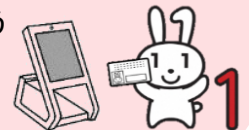


STEP2.

マイナンバーカードを 健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局にある
顔認証付きカードリーダーで行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う
- ④ 役場医療保険課



まずはマイナンバーカードを持っているかご確認ください！



お問い合わせ

〒529-1169

滋賀県犬上郡豊郷町石畑375番地
豊郷町医療保険課 国民健康保険係